

UDFマーク表示申請のご案内

日本介護食品協議会では、会員の皆様方が製造もしくは販売されるユニバーサルデザインフードにロゴマークを表示される場合は、発売前に協議会に対して製品の申請・登録を行うことを義務としております。

ロゴマークを表示できる製品は、日本介護食品協議会が定める自主規格に適合した製品で、下記の要件を満たしたものになります。

1. 協議会会員が販売者である製品
2. 協議会会員が製造する製品、ただし販売者が非会員の場合は一括表示欄に製造者名として会員企業名を表示することが条件

申請に関しては以下の点にご注意下さい。

《新規に製品を登録する場合》

製品の登録を希望される際は、“UDF申請登録システム(Web)”に必要事項を入力の上、申請を行ってください(初めて申請される場合は、担当者、担当者の上長の2名の登録が必須です(メールアドレス等の情報)。担当者は複数名の登録が可能です)。

この際、製品の表示状況(UDFマーク及び販売者名等)の審査も行いますので、システムの要件に従ってパッケージ版下のPDFも同時に添付してください。なお、同一の名称(内容物)の製品でも、内容量が異なるパッケージである場合は別製品として申請が必要となります。

*版下について、上記表示事項に万が一不備が指摘された場合においても、修正対応が可能な期間を考慮に入れて申請ください。

《申請内容を変更する場合(表示区分が変更されないもの)》

製品名の変更や、物性値が申請時の区分の範囲内で変更される場合(これらの変更を行っても当該会員企業が同一の製品と位置付けるもの。リニューアル)は変更の申請が必要となります。この場合は申請システムから“UDFマーク表示変更申請”を行ってください。変更される個所が製品名の場合は事務局での確認が必要となりますので、新しい名称が記載された製品の版下をあわせてお送り下さい。

《申請内容を変更する場合(表示区分が変更されるもの)》

製品のスペック変更等で物性値が変化し表示区分を変更する場合は、例え製品名が同一であっても異なる製品の扱いとなります。したがって、現行製品の廃止をした上で、新たに新規登録を行ってください。この場合、現行品について廃止届けを提出し、旧製品の登録を抹消した上で、新たに申請を行ってください(常温や冷凍などの「タイプ区分」が変更となる場合も同様)。

なお、UDFマーク表示申請は、これまで書面の取り交わしにより行っておりましたが、この度の改定によりすべての手続きをWeb上で完了できるようにいたしました。社内稟議や自社UDF登録品管理等で書類が必要な場合は、本システムの「プレビュー」などからPDFをプリントするなどして回覧・保管等を行ってください。

令和元(2019)年7月

日本介護食品協議会

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町10-2 翔和神田ビル3階

TEL 03-5256-4804 FAX 03-5256-4805

※本件について不明な点は事務局までお問い合わせください。